

2011 年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2010 年 5 月 中小企業家同友会全国協議会

1. 中小企業家・国民の声を反映した「中小企業憲章」の制定を

- (1) 政府は「中小企業憲章」の制定を検討しているが、日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業(自営業を含む)の役割を高く評価し、豊かな国づくりの柱にすることを国民の共通の認識とする憲章として国会で決議し、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる指針とすること。また、「中小企業憲章」の実現の進捗状況を検証し、省庁横断的に総合的な政策を進めるための「中小企業支援会議(仮称)」を設置すること。さらに、政府の「新成長戦略」の中心課題に中小企業の発展を位置づけること。
- (2) 「中小企業憲章」の目的を実現するためには、各省庁に広がる中小企業に関わる政策課題を省庁横断的に総合的な政策を推進する体制が必要である。そのために、政府は、中小企業担当大臣を置き、中小企業庁の中小企業省への昇格を行うこと。また、国のすべての政策や法律・規制が中小企業への影響を事前に考慮して立案され、実施されるという原則を確立するための法律を整備すること。

2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、新産業の育成を支援すること。そのための十分な予算を確保すること。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う人材育成を推進すること。「ものづくり基盤技術支援」では、市場化に対する支援などを大幅に拡充すること。「新事業分野開拓事業者認定制度」を導入する地方自治体を積極的に支援し、新商品の販路開拓で困難をかかえる地域の中小企業を随意契約による新商品購入で援助する自治体を大幅に増やすこと。
- (2) 生活基盤整備・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」を推進し、中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築すること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を前倒しで全国一斉に実施すること。
- (3) 災害対策・防災対策を抜本的に強化すること。地域での耐震診断・改修が着実にすすむように助成金の利用条件を緩和し、中小建設業の仕事づくりにもつながるものとする。問題の焦点となる既存不適格建物でも耐震・断熱改修を行い、安心して省エネな住宅にできるよう助成金適用を可能にしたり、低所得者層の補助率の引き上げなど弾力的措置を取ること。
- (4) 民主党がマニフェストで掲げる「環境に優しく、質の高い住宅の普及を促進する」を強力に進めること。バリアフリー・耐震改修や太陽光発電等の省エネ改修、国産木材利用などの工事をする住宅リフォームを年間 250 万戸の規模で推進すること。このような取り組みを通じて、マイホームの資産価値を高め、中古住宅市場を活性化させること。
- (5) 公共発注機関は適正価格発注に努め、中小企業への発注率を大幅に高めること。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用すること。また、地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精通度等の適切な評価などが進められるよう条例や契約方針の整備が行われるために支援を強めること。

3. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

- (1) 太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官と市民、金融の連携で支援すること。また、民主党のマニフェストで掲げる全量買い取り方式の再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度を早急に導入すること。

- (2) 中小企業の CO2 削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築すること。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討すること。その際、取引市場を投機の対象とできない制度にすること。
- (3) 循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。
- (4) 安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展をはかり、食糧自給率を高めること。地域づくりでは、農業が、治水や地域環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめること。

4. 円滑な資金供給とセーフティネットの金融機能の拡充を

- (1) 中小企業金融円滑化法に基づいて中小企業から返済猶予等の申し込みがあった場合にはできる限り条件変更に応じるよう金融機関の検査・監督を強めること。また、金融機関が貸付条件の変更等の履歴があることをもって、新規融資や貸付条件の変更等を謝絶していないか、適切な資金提供を行っているか、などについても検査・監督を進めること。「景気対応緊急保証制度」は、中小企業庁・金融庁として利用者の意見のモニタリングを実施し、貸出条件の整備に努めること。
- (2) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴(クレジット・ヒストリー)を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取ること。さらに、協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とすること。
- (3) ㈱日本政策金融公庫は、産業金融の活性化と中小企業への政策金融機能の一層の充実、サービス水準の向上に努めること。民主党はマニフェストで「政府系金融機関の中小企業に対する融資について個人保証を撤廃する」ことを掲げているが、ただちに、検討に着手すること。当面、停止条件付き個人保証の活用を進めること。
- (4) 金融機関が中小企業の仕事づくりや需要創出にかかわることを支援する施策を金融政策とともに実施すること。また、円滑な資金需給や中小企業支援、地域貢献などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント法を法制化すること。
- (5) 郵便貯金の預入限度額を 1000 万から 2000 万円に引き上げることについては、地域金融機関からの預金流失が危惧され、地域の中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶ可能性がある。郵便貯金の預入限度額引き上げは、郵便貯金の本来の役割と地域金融のあり方の視点から再検討をすること。

5. 景気回復に直結する税制を

- (1) 平成 22 年度税制改正大綱では所得の「再配分機能の強化」が謳われており、法人税も応能負担原則に合う公平なものとする。地域の活性化、雇用促進のために、資本金 1 億円未満の中小法人の所得 1500 万円までを 11%の法人税率とすること。
- (2) 景気回復・内需拡大のために大胆な庶民減税をすること。消費税の税率引き上げをしないこと。
- (3) 外形標準課税の対象企業を資本金 1 億円以下に拡大しないこと。固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式にすること。償却資産税の思い切った軽減策と免税点(150 万円)を倍程度に引き上げること。

以上